

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	鈴 木 聖 二
埼玉県監査委員	諸 井 真 英

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
農林部	水産研究所	平成28年3月4日 (第2778号)	平成26年度の「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」(157,734円)について、次の点で不適切であった。 1 書面による契約を締結する前に、産業廃棄物を引き渡し、処分を委託していた。 2 2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者のみの徴取で随意契約した。	1 契約締結前に産業廃棄物を処分業者に引き渡すといった法令違反が生じないよう、産業廃棄物処理委託契約に係るチェックリストを作成し、複数職員による確認を徹底することとした。 2 再発防止のため、所内会議を通じて監査結果を職員に周知するとともに、埼玉県財務規則等で契約事務における注意点について再確認し、適正な事務処理の徹底を図った。

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
危機管理防 災部	消防学校	平成28年3月4日 (第2778号)	平成26年度の訓練用の物品調達について、フロアマット(94,500円)と防水カラーマット(99,900円)に分割して、同一業者1者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、計画的な予算執行と適正な物品購入手続の徹底を目的に、新たに予算執行校内連絡会議を設置し、定期的を開催することとした。 また、出納総務課作成の「随意契約の発注チェックシート」を活用し、複数の職員による確認を行うなど、チェック体制を強化した。

保健医療部	草加保健所	平成 28 年 3 月 4 日 (第 2778 号)	平成 26 年度に締結した「視覚障害者誘導用ブロック布設替修繕」(502,200 円)について、予定価格を決定するため事前に参考の見積書を徴取し、それをそのまま見積合わせの見積書として使用し、契約業者を決定していたのは、不適切であった。	再発防止のため、職員全員に監査結果及び事案の概要を説明するとともに、法令に基づき注意して財務手続を行うよう周知徹底した。 新年度になり、改めて上記内容を周知して注意喚起をするとともに、所内財務研修を実施することで、職員全員の財務知識の向上を図った。 また、経理員を複数体制とするとともに、所独自の取り組みとして、10万円以上の支出については経理員がチェックをすることとした。 さらに、出納総務課等が実施する研修に積極的に参加し、財務知識のさらなる向上を目指すよう職員全員に周知徹底した。
農林部	花と緑の振興センター	平成 28 年 3 月 4 日 (第 2778 号)	平成 26 年度の「一般廃棄物の収集・運搬に関する業務委託契約」(116,640 円)について、2 者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1 者のみの徴取で随意契約したことは不適切であった。	再発防止のため、所内定例会議を通じて監査結果を職員に周知するとともに、埼玉県財務規則の再確認と契約事務におけるチェックなど適正な事務処理の徹底を図った。 さらに、担当職員を「平成 27 年度第 2 回浦和管内財務担当者研修会」に参加させ、所内で契約事務における注意点について再確認を行った。
教育局	浦和北高等学校	平成 28 年 3 月 4 日 (第 2778 号)	平成 26 年度の「産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約」(91,368 円)について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかったのは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行を徹底した。 また、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(歳出編)」を添付し、書類の不備等がないか複数職員による確認を徹底した上で支払いを行うようにした。

教育局	春日部工業 高等学校	平成28年3月4日 (第2778号)	平成26年度の「卒業証書の印刷」(110,700円)について、電子入札共同システムを利用するに当たり、5者の相手方を指名したが、4者の辞退者が出たため、改めて2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、見積書を提出した1者と随意契約したことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、財務規則に定める見積書数を徴取できるよう、調達事務のスケジュール等の確認を徹底した。 また、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(契約編)」を活用して複数職員による確認を徹底した。
警察本部	越谷警察署	平成28年3月4日 (第2778号)	平成26年度の「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」2件(75,470円、40,500円)について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の検査時の事務処理について、埼玉県財務規則等を十分確認するよう徹底を図った。 また、出納総務課が作成した「財務に関するチェックシート(歳出編)」を活用し、複数職員によるチェック体制を強化した。